

介護職員初任者研修支援事業費補助金実施要領

第1 趣旨

この要領は、介護職員初任者研修支援事業の実施について、群馬県地域医療介護総合確保基金事業費補助金（介護従事者の確保に関する事業）交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

第2 目的

介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に定める介護職員初任者研修課程（以下「初任者研修」という。）の修了者の確保及び定着を図ることを目的とする。

第3 基金事業者

群馬県内の市町村とする。

ただし、事業の一部又は全部を適当と認められる団体等に委託することができる。

第4 基金事業の内容等

（1）事業の内容

ア 受講料補助事業

基金事業者が、次の(ア)から(ウ)までのすべての要件を満たす初任者研修の受講者（以下「研修受講者」という。）に対し、受講料の全部又は一部を補助した場合に、当該補助額の一部について補助金を交付する。

(ア) 初任者研修（令和2年4月1日以降の日に開講するものに限る。）の受講料を負担して当該研修を受講し、修了した者

(イ) 受講料について、重複して他の法令又は制度に基づく助成金等の交付を受けていない者

(ウ) 初任者研修を修了した日から3か月以内に県内において介護等の業務（昭和63年2月12日付け社庶第29号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」の別添2に定める業務のうち、基金事業者が定めるものをいう。以下同じ。）を行う事業所等に就業し、かつ、当該事業所等において3か月以上継続（就業先の人事異動等により、その意思によらず他の事業所等において介護等の業務に従事した場合を含む。以下同じ。）して介護等の業務に従事した者。ただし、初任者研修を修了した日の前後、同一の事業所において継続して介護等の業務に従事する場合は、初任者研修を修了した日から起算して3か月以上継続して介護等の業務に従事した者

イ 研修実施事業

次の(ア)又は(イ)の要件を満たす基金事業者が初任者研修を実施した場合に、その経費の一部について補助金を交付する。

(ア) 当該年度の前々年度 4 月 1 日から前年度 3 月 31 日までの 2 年度間に、群馬県介護員養成研修事業者指定要領第 5 条に基づく指定を受けた、民間事業者が実施する初任者研修が開催されていないこと

(イ) その他、基金事業者が初任者研修を実施することが必要と認められること

(2) 補助対象経費、補助基準額及び補助金額

ア 受講料補助事業

補助対象経費	基金事業者が研修受講者に交付した補助額。ただし、初任者研修を受講するための受講料（研修実施事業者から購入する教材費を含む。）に係る補助額に限る。補講に要した受講料はこれを含めない。
補 助 基 準 額	研修受講者 1 名当たり 50,000 円
補 助 金 額	補助対象経費と補助基準額を比較して少ない方の額に 1 / 2 を乗じて得た額。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

イ 研修実施事業

補助対象経費	事業の実施に要する次の経費とする。 (ア) 報償費 (イ) 旅費 (ウ) 食糧費 (エ) 消耗品費 (オ) 印刷製本費 (カ) 通信運搬費 (キ) 広告料 (ク) 手数料 (ケ) 保険料 (コ) 使用料及び賃借料 (サ) 委託料（前記(ア)～(コ)に掲げる経費に該当するもの） (シ) その他知事が必要と認める経費
補 助 基 準 額	1 研修当たり 760,000 円。ただし、1 基金事業者当たり 1 研修までを上限とする。
補 助 金 額	補助対象経費と補助基準額を比較して少ない方の額に 1 / 2 を乗じて得た額。ただし、1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

第 5 交付申請

要綱第 6 条に定める補助金交付申請書（別記様式第 3 号）には、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- (1) 介護職員初任者研修支援事業補助金所要額調書（別紙様式 1）
- (2) 介護職員初任者研修支援事業計画書（別紙様式 2）
- (3) その他知事が必要と認める書類

第6 実績報告

要綱第 10 条に定める補助金実績報告書（別記様式第 5 号）には、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- （1）介護職員初任者研修支援事業補助金所要額精算書（別紙様式 3）
- （2）介護職員初任者研修支援事業実績報告書（別紙様式 2）
- （3）その他知事が必要と認める書類

第7 その他

- （1）基金事業者は、事業の実施にあたり、群馬県介護員養成研修実施要綱、群馬県介護員養成研修事業者指定要領及び群馬県介護員養成研修の実施に係る留意事項を遵守するものとする。
- （2）この要領に定めるもののほか、事業の実施にあたり必要な事項は、別途知事と協議して決定するものとする。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。